平成２５年（フ）第１９２６号
名古屋市西区浮野町146　オダマンション102、住民票上の住所神戸市西区伊川谷町潤和1550番地の１　メゾン・ドゥ・ヴェール202号
債務者　釣　　豊
１　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５４９号
福岡市南区向野２丁目６番１―405号
破産者　北川　明美
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８７５号
福岡市城南区鳥飼７丁目24番14号
破産者　大塚ふとん店こと　大塚　康広
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３７５２号
堺市堺区三宝町３―214　第二カルム堺401号室、開始決定時大阪市東淀川区菅原３丁目15番15号
破産者　代替療法センター東大阪こと　樺田　定治
１　決定年月日　平成25年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６５６号
札幌市東区北39条東６丁目３番11―201号
破産者　渡辺　拓馬
１　決定年月日　平成25年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９号
北海道苫小牧市弥生町２丁目６番10―404号
破産者　山口富士雄
１　決定年月日　平成25年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２９４号
相模原市南区相武台２丁目20番６号　サンライズビル203号
破産者　橋元　敏子
１　決定年月日　平成25年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第９０号
新潟市西区小針５丁目６番１号
破産者　白川　良一
１　決定年月日　平成25年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１４号
大阪府高槻市八町畷２―２、開始決定時の住所静岡県富士市西柏原新田25番地
破産者　髙木　　徹
１　決定年月日　平成25年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４１６号
静岡県富士市西柏原新田25番地
破産者　髙木　　勲
１　決定年月日　平成25年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
静岡県御殿場市新橋299番地の１　コンフォート向原103、破産手続開始決定時の住所静岡県御殿場市東田中1851番地の１　ラプレジール二の岡206
破産者　大塚　勝義
１　決定年月日　平成25年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９７０号
広島市安佐南区高取南２丁目14番７号
破産者　荒神　龍貴
１　決定年月日　平成25年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５６号
広島市安佐北区倉掛２丁目26番３号
破産者　吉田真奈美
１　決定年月日　平成25年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６８５号
福岡県太宰府市吉松１丁目21番21―101号、前住所福岡県太宰府市吉松２丁目３番７号
破産者　河田　彰一
１　決定年月日　平成25年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７５５号
福岡市博多区麦野５丁目11―26―702、破産手続開始決定時の住所福岡県宗像市自由ヶ丘1090番地71ロイヤルシティ自由ヶ丘905号
破産者　小西健一郎
１　決定年月日　平成25年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３号
秋田市牛島西２丁目９番13号
破産者　菊地しのぶ
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７号
山形県鶴岡市羽黒町後田字中島22番地
破産者　若生　　隆
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第８８号
福島市松川町沼袋字戸ノ内１―１　ロワールＡ101、住民票上の住所福島県二本松市向原254番地11
破産者　遠藤　正弘
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所